

2019

## 総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和元年11月25日（月曜日） 開議

令和元年11月25日（月曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

## 総務常任委員会審査事項

令和元年11月25日(月)  
室蘭市議会第1会議室  
開議 午後 2時27分  
散会 午後 2時48分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 新中間処理施設整備・運営事業の実施方針 (案)について	

### ○出席委員(14名)

委員長 我妻 静 夫

副委員長 森 太 郎

委員 板垣 正 人 五十嵐 篤 雄 真鍋 盛 男

山田 秀 人 大高 一 敏 砂田 尚 子

羽立 秀 光 杉尾 直 樹 小栗 義 朗

阿戸 孝 之 阿部 正 明 小久保 重 孝

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

佐藤	事務局長
田所	総務課長
稲場	総務課主幹
藤谷	総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和元年11月25日（月曜日）

午後 2時27分 開議

○我妻委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、委員会条例第15条に基づき、委員長として許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を求めます。

○佐藤事務局長 何かとお忙しいところ総務常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項1件につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては、（1）の新中間処理施設整備・運営事業の実施方針（案）につきましては稲場総務課主幹から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○稲場総務課主幹 それでは、報告事項（1）新中間処理施設整備・運営事業の実施方針（案）について御説明させていただきます。資料は2種類ございまして、資料1—1と書かれましたA4裏表の概要版と資料1—2と書かれました本編がございます。説明については概要版のほうでさせていただきます。

まずは1、実施方針の策定についてです。（1）としまして、本事業は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、以下PFI法といいますが、これに準じて実施することとしております。

（2）としまして、PFI法第5条の規定に公共施設の管理者は事業の実施方針を定めることができるので、これに準じて実施方針を定めるものです。

続きまして、2、事業内容に関する事項についてです。（1）施設の概要ですが、焼却施設の施設規模が1日当たり149トン、破碎選別施設が1日5時間当たり32トンとなっております。

次に、（2）事業方式ですが、民間事業者が設計、建設、運営を一括して受託しますDBO方式といたします。

次に、（3）事業期間ですが、1つ目のア、設計、建設期間につきましては、事業契約締結の日～令和6年9月で、期間としましては3年10カ月を予定しております。次のイ、運営維持管理期間につきましては、令和6年10月～令和27年3月としておりまして、期間としては20年と6カ月を予定しております。

次に、（4）本事業の業務範囲のうち主なものについてになります。まず、1つ目、ア、事業者が行う業務としましては、（ア）、まず設計、建設業務がございます。主なものと

して3つございまして、①としまして本施設の設計及び建設、②としまして連合が行う許認可申請の支援、③としまして建設工事に係る許認可申請がございまして。次に、（イ）の運営、維持管理業務ですけれども、主に4つほどございまして、①としましてごみの受け付け管理業務、施設の運転、維持管理業務、情報管理業務及び関連業務がございまして。②としまして、直接搬入されたごみの計量及び処理手数料の収受の代行がございまして。③としまして、施設で発生します熱エネルギーの有効利用がございまして。4つ目としまして、ごみ処理に伴い発生します金属類の利活用がございまして。

次に、イとしまして連合が行う業務ですけれども、まず（ア）の設計、建設業務ですが、1つ目としましては交付金の申請業務、2つ目としまして設計監理及び工事監理業務がございまして。裏面をごらんいただきたいと思います。次に、（イ）の運営、維持管理業務ですけれども、1つ目としましては運営のモニタリングがございまして。2つ目としまして、余剰電力の売却業務がございまして、この売電収入は連合の収入といたしますけれども、事業者に対するインセンティブとしまして一定の基準を超えた場合は運営事業者の収入としたいと考えております。

続きまして、3の民間事業者の募集及び選定に関する事項になります。（1）としまして、事業者の募集及び選定方法につきましては、総合評価一般競争入札方式により行う予定とさせていただきます。

続いて、（2）事業者の募集、選定スケジュールの予定でございまして、来年、令和2年2月下旬に入札公告を行う予定としております。その後、6月に入札参加者からの技術提案書を受け付けまして、8月に落札者の決定を行う予定とさせていただきます。その後、10月に仮契約の締結、そして11月に本契約の締結を予定しております。

次に、4、入札参加者の備えるべき参加資格要件のうち主なものについて御説明いたします。まず、（1）プラントの設計、建設を行う者の要件ですけれども、後ほど御説明いたします（3）の要件を満たす施設の元請としての竣工実績を有していることとさせていただきます。

次に、（2）運営、維持管理を行う者の要件ですが、これも（3）の要件を満たす施設の運転管理業務の実績を1年以上有することとしております。

次に、（3）ですけれども、これが今御説明しました（1）及び（2）の対象となる施設の要件となります。アからエまで4つの要件を定めてございまして、この要件全てを満たすことを条件としたいと考えております。まず、1つ目、アとしましてPFI方式またはDBO方式にて発注された1年以上の稼働実績を有する施設であること、2つ目、イとしましてストーカ式焼却炉、ガス化溶融炉、ガス化溶融炉につきましてはシャフト炉式または流動床式のいずれかですけれども、この3方式のいずれかの方式であること、3つ目としましてはウ、ボイラ、タービン式の発電設備付きの施設であること、4つ目としまして全連続燃焼式の焼却施設、こちらは施設規模が1日当たりの処理能力でいきますと100トン以上で複数炉構成のものであることというふうに定めております。

最後に、5のリスク分担の基本的考え方になります。施設の設計、建設の責任は原則として建設事業者、これは代表企業も含みますけれども、ここが負うものとして考えております。そして、運営、維持管理の責任につきましては原則として運営事業者及び構成員、この構成員というのは運営事業者に出資している企業を指しますけれども、こちらが負うものとして考えております。ただし、連合が責任を負うべき合理的な理由がある事項につきましては広域連合が責任を負うものとして考えております。最後に、広域連合は事業者が実施します施設の設計、建設及び運営、維持管理につきまして定期的にモニタリングを行っていきたいと考えてございます。

この件についての説明は以上でございます。

○我妻委員長 ここで一言申し上げます。委員が質疑される場合におかれましては、御起立の上、発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員 ただいま御説明をいただきましたが、過去の反省からといいますか、ちょっと心配をしておりますのは、DBO方式に関してはこれまでの反省を踏まえた上でしっかりと、制度の中で間違いがないように、行政側もその辺は踏まえていると思うのですが、どうしても私思いますのは今の運営事業者のことで例えて言うと、建設事業者と親会社の中で子会社としての運営会社があるということの関係の中では十分に独立性、公共性が保てないのではないかという心配をしています。というのはどういうことかということ、今回のような、いわゆる裁判で負けたわけでありまして、ただ結果として性能保証を満たさないような施設を運営する当初の段階でもう少し情報がしっかりと、公共側と運営事業者とでその情報がしっかりとっていただければこんなことにならなかったのではないかということがございます。ただ、運営事業者がどこまで知っていたのかもよくわからないわけでありまして、今後についても幾ら不備があっても運営事業者側がそのことについて隠蔽してしまうと、そのことはなかなかわからないのではないかということでございまして、その辺をモニタリングということを含めて措置して、そういうことがないようにできるのかなということなのです。ですから、その部分に関してはDBO方式にもかかわることなので、その辺をしっかりと捉まえた中で対策をしっかりと持って、そして二度と同じようなことが起こらないようにしていただきたいというふうに考えているのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○稲場総務課主幹 現施設のいろいろ訴訟等含めて反省を踏まえた上での情報共有をしっかりとできるのかというような御質問かと思っておりますけれども、こちらの資料にも書いてございますけれども、まずは今の施設で、当時のこととなりますけれども、必ずしも十分でなかったモニタリング、こちらを広域連合の職員は当然なのですが、廃棄物コンサルタントですとか、あと全国都市清掃会議ですとか、専門的な知見の方に設計の段階から入っていただいて、しっかりと見ていただくということをまずしっかりとやりまして、当然完成した後も運営があるわけですから、そこに関してでもできる限り専門的な知見、あと連合

も皆さんで協力しながら情報共有も含めて、モニタリングというのも監視という意味もございまして、監視をしっかりと行っていくということで考えてございます。

以上でございます。

○小久保委員 以前にもそういう御答弁というか、御説明をいただいておりますので、大丈夫だと思っはいるのですが、ただ本当によくよく私たち議会もこうした場で質疑をする以外に調査というのは事前にできないわけでありまして、あとはある程度実施方針が決まってしまうとこれで動いていくのです。ですから、その部分では本当に行政側の担当者がしっかりとその辺を厳しく見て進めていただかないとならないなというふうに思っているところです。

また、これはだから室蘭市さんにとっては失礼な言い方になるかもしれませんが、地域の企業さんが仕事をするということを妨げるものでないし、できれば地域の企業さんがお仕事をしてくださって、私たちの税金でしっかりとした施設を整備してもらうということが私はいいいことだと思っているのですが、そのことは今の施設を考えたときにもそのことが結果的には何かお互いに十分な意思疎通が図れないことがあったのではないかというおそれといいますか、今も疑いを持っているのです。ただ、そのことはもう、これで裁判は決着してしまったので、それ以上追求するものではないのですが、検証委員会ではその辺についてしっかりと確認していただいて、その検証結果の結果を次に生かしていただくということでこの間もお話をさせていただいておりますし、そういう答弁もいただいておりますから、それはそうしてほしいのですが、改めて局長からでも今申し上げたDBO方式における今後の責任体制、また情報共有、しっかりとしたチェックが働くのか、そういうふうにとしっかりと責任を持っていけるのかどうか、その辺お答えをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤事務局長 今後のチェック体制というか、監視の仕方ということだと思います。先ほど主幹のほうからもお答えさせていただきましたけれども、モニタリングというのが一つの手ではありますけれども、このモニタリングもいろいろ他の施設も聞きますと、設計のほう、また建設途中、試運転の性能確認、例えば稼働後も運転状況や瑕疵期間の運転状況といういろいろなことの場合でいろいろなことが多くやっっていかなければだめだということが考えられます。やっぱりなかなか行政の職員だけでは難しいということは私たちも認識してございますので、しっかりとそういう知見のあるコンサルタント、もしくは全国都市清掃会議という中で、今も実際入っていただいておりますけれども、それをしっかりと継続して、途切れるわけではなく将来に向かって積み上げていくという形で対応していければなと思っているので、そういう形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○山田委員 今の新中間施設の件で議論していますが、いずれにしてもこの施設をPFIまたはDBO方式でやると、そしてさらにそれを検証というか、検査するというか、正しい運営をするためにモニタリングをするという、そういうことであります。過去のこ

とも教訓として行うということではありますが、いずれにしましてもPFIにしても民間事業を活用するということになるわけです。行政主体の考え方がどういうふうにそこに生かされるか、そして住民ベースから見た場合のこの施設のあり方が本当にいいのかどうか、そしてでき上がった段階でどういうふうにこれが住民の目線でチェックされていくのか、ここがやはり問題なところでもあります。なおかつ議会としてもこのところの検証というの必要なわけでもあります。しかしながら、それぞれそれぞれにおいてもやはり専門家というのがそこに介在するわけですから、住民目線に立った、その専門家を入れた、そういうシステムというのが必要なわけです。そういう中でどのように住民目線に立ったあり方、そして機械の選定の仕方も含めてどう考えているのかお伺いたします。

○稲場総務課主幹 モニタリング等で専門的な知見を生かすというのはわかるが、住民目線に立った考え方というか、そういうのも大事であろうという御質問ですけれども、施設の機種を選定等に係る部分に関しましては、どうしても専門的な部分はかなり多くございますので、やはりそういう専門的な知見を持つ方のアドバイスですか、そういうものが必要になるかとは思いますが。ただ、施設が完成して、それから施設稼働しまして、住民の皆さんにいろいろ情報提供しながらという形になるわけですけれども、どういう形になるかというのはありますけれども、もちろんつくって終わりではありませんので、きちんと住民の皆様が必要に応じて情報提供とか御意見いただきながら施設の運営していきたいと考えておりますし、今の施設も15年ぐらいたっていますし、いろいろ御意見もいただいておりますので、その辺も踏まえて少しでもいい施設にしていけたらなということは考えておりますので、そのような形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○山田委員 モニタリングという、私どもも各地の施設を見させていただいて、いかに第三者的に専門的な見地をそこに導入して新しい施設を求めるといことは見させていただきました。しかし、それはあくまでもまだ限界があるわけです。そういう中でどうやって住民目線でやるかということなのです。モニタリングにしてもそれをさらに、切りがないかもしれないけれども、住民目線の運営委員、それから入札する中でのそういう方々の選定というものをいかに求めるかということなのです。端的に言いましょ。結局は企業優先のそういう方々を選定してしまうと、結局は前の教訓と同じといえますか、ことになってしまうのです。だから、そういうことにならないような考え方というのは私必要かと思うのですが、再度伺います。いかがですか。

○稲場総務課主幹 今回の事業者選定に当たりましては、前回の常任委員会で御報告させていただきましたが、選定委員会の中で進めてまいります。今後になりますけれども、その中で審査を行うための基準というのを設定してまいります。まだ選定委員会にお諮りして決めていく事項ではありますが、ほかの事例等を見ますと、もちろん専門的な部分も評価の対象にはなるのですけれども、環境保全ですとか、あと近隣に対する配慮、その辺も当然審査の基準に入っている事例が多くございますので、そのような方向でこの施設も考

えていきたいと考えております。

以上でございます。

○我妻委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○我妻委員長 ないようなので、質疑を終了いたします。

これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

---

午後 2時48分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長